(目的)

第1条 この要綱は、各分野で活躍している者をつる大使(以下「大使」という。) に委嘱し、本市の魅力を市内外に発信することで、本市のイメージアップを図る ことを目的とする。

(委嘱)

- 第2条 市長は、次に掲げるいずれかに該当する者のうちから、適当であると認める者を大使として委嘱する。
 - (1) 本市の出身者又は本市にゆかりのある者で文化、芸術、スポーツ等の分野において活躍している者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、本市のイメージアップに寄与する者 (活動内容)
- 第3条 大使は、次の各号に掲げる活動を行う。
 - (1) 大使が活動する様々な場面における本市のPR活動
 - (2) 本市が実施する各種行事への協力
 - (3) 本市に有益な情報の収集及び提供並びに助言

(任期)

第4条 大使の任期は、特に定めないものとする。

(解嘱)

- 第5条 市長は、大使からの辞任の申出があったとき、又は大使が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、大使を解嘱することができる。
 - (1) 大使としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため活動を行うことができないとき。

(報酬等)

- 第6条 大使に対する報酬は、支給しない。ただし、第3条に掲げる活動を行い、市長が必要と認めた場合は、予算の範囲内で謝礼金を支払うことができる。
- 2 市長は、大使の活動に資するため、次の各号に掲げるものを提供することができる。
 - (1) 名刺
 - (2) 本市の広報紙及び観光パンフレット
 - (3) その他市長が必要と認めるもの

(庶務)

第7条 大使に関する庶務は、産業建設部産業課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成27年8月1日から施行する